

第3章 計画の基本的な考え方と目標実現のための施策

第3章 計画の基本的な考え方と目標実現のための施策

1 基本理念

本計画の基本理念は、第1期計画を継承し、下記のとおり設定しました。

**みんなの宝 “子どもたち” が
『明るく・楽しく・元気よく』すごせるまち
“ところざわ”**

本計画は、家庭の宝であり、市の宝である子どもたちの幸せを第一に考え、所沢市のすべての子どもたちが日々、「明るく・楽しく・元気よく」過ごし、健やかに成長できる環境の整備をすることを目指しています。

未来を担う子どもたちが、健やかにたくましく生きていくためのさまざまな力を育みながら成長するために、子育てについての第一義的な責任を有する保護者が安心して子育てでき、子育てや子どもの成長に喜びを感じられる環境を整えるとともに、地域・事業者・学校・行政が協力して、地域社会全体で子どもと子育て家庭を温かく見守り、子どもを大切にし、のびのびとすごせるまちづくりをすすめていきます。

2 基本的な視点

前節で定めた基本理念に基づき、個別事業を推進していくにあたり、留意すべき基本的な視点として、以下の6点を位置づけました。

1 子どもの視点

すべての子どもたちの尊厳が確保され、健やかに育つために、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように、子どもの視点から支援していきます。

2 次代の親の育成の視点

子どもは、次代の親となるという認識のもとに、社会の中でたくましく生きていくためのさまざまな力や豊かな人間性を培い、ひいては将来的に自立して家庭を持つことができるように、長期的な視野での子どもの健全育成という視点から支援していきます。

3 子育て家庭の視点

各家庭が妊娠・出産から育児まで切れ目なく安心して子育てに取り組み、子育てを通じて保護者と子どもがともに学び合い、保護者が子育ての楽しさ・大切さを知り、子育てに伴う喜びを実感することができるように、また、仕事と生活の調和を実現し充実した子育てができるように、子育て家庭の視点から支援していきます。

4 すべての子どもの家庭環境の視点

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、どのような家庭環境や境遇にある子どもたちでも、健やかに成長していけるとともに、子育ての孤立化などの問題から解放されるよう、すべての子どもの家庭環境の視点から支援していきます。

5 地域社会全体の仕組みづくりの視点

すべての市民が子どもたちの幸せを願い、協力し合える地域社会全体の仕組みづくりを目指して、家庭、教育・保育の事業者、企業、学校、行政など、さまざまな担い手が協働して「人とのつながり（絆）」、「地域とのつながり（絆）」を築きながら子育てを支援していきます。また、子育てに関する活動を行うNPO（非営利団体）や子ども会、自治会をはじめとする地域活動団体などの地域のさまざまな社会的資源を効果的に活用できるよう、地域社会全体の視点から支援していきます。

6 事業の量的な確保と質の向上の視点

教育・保育の事業やさまざまな地域子育て支援事業については、利用者が安心して利用できるよう、適切な事業の供給量の確保と、教育者・保育者の人材育成など、子どもたちが健全に成長するための事業の質の向上が重要となります。各種の事業の量的な確保と質の向上という視点から支援していきます。

3 基本目標

基本理念を形成していくために、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標 1

子どもへの支援

将来を担うすべての子どもたちが健やかに育ち、さまざまな力を育める環境をつくり
ます。

子どもたちが、家庭、地域、学校などさまざまな場での経験を通じて健やかに成長し、
社会でたくましく生きる力を育むために、未就学児の教育・保育や教育環境の充実、特別
な支援を必要とする子どもたちが、必要な支援を必要なときに必要なだけ受けられるよう
体制整備をすすめます。

主要課題

- 1 子どもたちの健全育成
- 2 未就学児の教育・保育の充実
- 3 教育環境の充実
- 4 配慮の必要な子どもたちへの支援

基本目標 2

子育て家庭への支援

どのような家庭環境にある人でも、妊娠・出産から育児まで一貫して安心して子育て
ができ、子どもたちがのびのびと成長できる環境をつくります。

すべての子育て家庭が妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援を受けながら安心して
子育てができ、出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくります。ま
た、生まれ育つ家庭環境にかかわらず、子どもたちがのびのびと成長できる環境の充実を
すすめます。

主要課題

- 1 妊娠・出産、育児への支援
- 2 すべての子育て家庭への支援
- 3 就労と子育ての両立の支援

基本目標 3

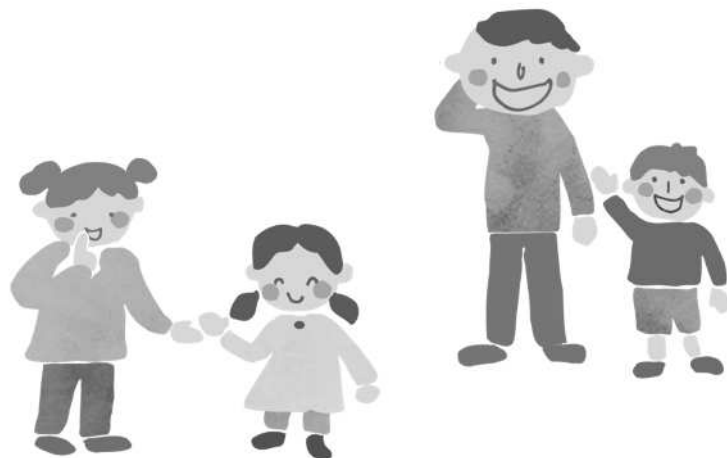
地域社会全体での支援

地域社会全体で、次代を担う子どもたちを育てるという共通認識のもとに、さまざまな主体の参画と連携など、社会のつながり(絆)による子育て支援の環境をつくれます。

子どもたちが地域社会の多様な人々との関わりの中で成長できるよう、地域社会全体で子どもと子育て家庭を温かく見守り、教育・保育事業者、企業、学校、市や地域の人々が連携して「ところっこ」を育てる環境の充実をすすめます。

主要課題

- 1 子どもの尊厳と安全の確保
- 2 地域の子育て支援事業の充実



4

施策の体系

基本
理念

基本的な視点

基本目標

みんなの宝“子どもたち”が『明るく・楽しく・元氣よく』すこせまるまち“ところざわ”

- 1 子どもの視点
- 2 次代の親の育成の視点
- 3 子育て家庭の視点
- 4 すべての子どもの家庭環境の視点
- 5 地域社会全体の仕組みづくりの視点
- 6 事業の量的な確保と質の向上の視点

基本目標 1

子どもへの支援



将来を担うすべての子どもたちが健やかに育ち、さまざまな力を育める環境をつくります。

基本目標 2

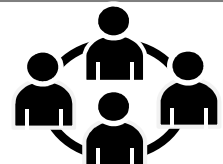
子育て家庭への支援



どのような家庭環境にある人でも、妊娠・出産から育児まで一貫して安心して子育てができ、子どもたちがのびのびと成長できる環境をつくります。

基本目標 3

地域社会全体での支援



地域社会全体で、次代を担う子どもたちを育てるという共通認識のもとに、さまざまな主体の参画と連携など、社会のつながり（絆）による子育て支援の環境をつくります。

主要課題

主要課題に対応する施策

1 子どもたちの健全育成

- 1 豊かな心と健やかな身体の育成
- 2 社会性と生きる力の育成
- 3 思春期の悩みや不安へのサポート
- 4 環境学習の推進
- 5 食育の推進

2 未就学児の教育・保育の充実

- 1 教育・保育の量的・質的整備
- 2 子育て支援事業の向上

3 教育環境の充実

- 1 幼保小の連携強化
- 2 学ぶ力の向上、人的配置の充実
- 3 配慮の必要な子どもたちへの教育支援の充実

4 配慮の必要な子どもたちへの支援

- 1 障害児通所支援の充実
- 2 支援体制の確保

1 妊娠・出産、育児への支援

- 1 母子保健事業の充実
- 2 乳幼児・小児医療の充実

2 すべての子育て家庭への支援

- 1 健全な家庭づくり
- 2 子育て情報の提供・相談事業の充実
- 3 ひとり親家庭等への支援
- 4 経済的支援の充実

3 就労と子育ての両立の支援

- 1 子育て支援体制の充実
- 2 放課後児童対策の充実
- 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

1 子どもの尊厳と安全の確保

- 1 児童虐待の防止対策
- 2 いじめ・不登校などへの取組の充実

2 地域の子育て支援事業の充実

- 1 地域の体制づくり
- 2 地域での交流機会の拡大
- 3 子どもたちの安全で安心な居場所づくり
- 4 防犯対策の推進
- 5 非行防止対策の推進
- 6 交通安全対策の充実
- 7 子育てバリアフリーの推進

5 目標実現のための施策

基本目標 1 子どもへの支援

(1) 子どもたちの健全育成

子どもたちが健やかに育っていくためには、乳幼児期の発育・発達や健康増進を経て、学力・体力をはじめ基本的な生活習慣、規範意識、コミュニケーション能力などを基盤とした社会を生き抜く力を身につけることが必要です。就学前の教育・保育や学校教育を通じて子どもの人間形成の基礎を培うとともに、地域の担い手などと協働して子どもたちがさまざまな活動に参加できる機会を提供し、豊かな心と身体づくりを促す必要があります。

また、思春期の悩みを一人で抱え込まず、身近な人や相談窓口、専門的な支援機関とともに解決できるよう、きめ細かな支援を行う必要があります。

さらに、気候変動が進む地球環境の保全に向け、関心を高め、積極的に行動できるよう環境学習を推進するとともに、地産地消や正しい食生活を身につけるための食育の推進が必要です。

今後の方向性

豊かな心と健やかな身体の育成

障害の有無などに関係なく、乳幼児から就学児の健やかな成長を助ける支援については、五感を育てるための機会も広く設けて実施しており、今後も関係機関と連携を図りつつ事業内容の充実に努めます。

社会性と生きる力の育成

異年齢集団での交流や自然体験・社会体験など、さまざまな体験活動から「生きる力」を身につけ、子どもたちが多方面から成長できる環境づくりをすすめます。また、多くの大人が活動に参加し、地域ぐるみで子どもたちの活動に取り組むことができるよう、青少年教育について学ぶ機会の拡充を図ります。

思春期の悩みや不安へのサポート

相談の方法として対面や電話の窓口を広く設けており、今後も学校や関連機関と連携しながら相談事業を実施していきます。なお、学校でスクールカウンセラーの配置や心のふれあい相談員の資質向上を図ります。思春期こころの健康相談の利用者数増加を目指すなど、対面の支援ではより細やかな支援を実施できるよう事業拡大を図ります。

環境学習の推進

環境に興味を持つための学習機会及びライフスタイルを環境に優しいものへ見直すための機会が広く設けられており、事業によっては幼児から対象者とするなど各年代において多面的なアプローチを実施しています。今後はより環境に配慮した行動に結びつくよう、年齢に合わせた学習内容やイベントなどを整え、事業拡充を図ります。

食育の推進

子どもには学校給食を通じて、保護者にはさまざまな講習会や教室、調理実習等を通じて、食に関する正しい知識や食品ロスの情報の提供、所沢農産物のPRなどを実施しています。食育については保護者からの関心も高く、今後も学校や市内農家、民間事業者などとも連携を図り、より充実した食育支援を目指します。

主な取組事業

【表の見方】

市が行う主な取組事業を御紹介しています。

「番号」欄は通し番号で附番しています。

複数の区分に該当する事業は重複掲載しており、重複掲載か所に【再掲】と表示しています。

豊かな心と健やかな身体の育成

乳幼児の発育・発達・成長への支援

番号	事業名・事業内容	担当課
1	親子で楽しむ運動あそび 市が広報紙、市ホームページなどにより告知を行い参加者を募り、大学の教授及び研究室の学生などが講師を務める官学連携事業。運動あそびの紹介を通して、子どもたちの成長における正しい生活リズムを身に付けることの大切さを知ってもらい、親としての役割の再認識を促す。	こども支援課
2	幼児発達支援事業 発育や発達に心配のある子どもの保護者に対し、家庭での対応や養育に関する助言、情報提供を行うことにより、その子どもの健やかな成長に寄与する。	こども支援課
3	乳幼児発育・発達相談事業 児童虐待の予防・早期発見・早期対応として、医師相談、心理相談、ことばの相談、運動あそびの相談、子育てメンタル相談などの専門性の高い相談を充実させることにより、育児不安の強い母親への支援を行い、育児不安の軽減を図る。また、子どもの発育・発達を促進するとともに、人間形成の基盤となる乳幼児期の母子関係を確立する。	健康づくり支援課
4	こども支援センター運営事業（発達支援） 発達障害に関する早期からの支援によって子どもたちが地域で安心して過ごせるよう、18歳未満を対象にした相談支援、未就学児を対象にした児童福祉法の通所支援、地域の関係機関や市民を対象に研修・啓発などをする地域支援を行う。	こども福祉課

文化・スポーツにふれる機会の提供

番号	事業名・事業内容	担当課
5	所沢こどもルネサンス開催支援事業 子どもたちの豊かな感性や表現力を養うための音楽・演劇・文学などさまざまな分野の体験活動の開催支援や補助金の交付、開催報告集の作成などを行う。	社会教育課
6	芸術鑑賞会補助金交付事業 市内小学校における芸術鑑賞会の実施に対し補助金を交付し、児童の情操を育むことを奨励するとともに、父母の負担の軽減を図る。	教育総務課
7	青少年育成所沢市民会議交付金事業 本市の青少年健全育成に係る中心的役割を担う青少年育成所沢市民会議に対して交付金を交付し、各種スポーツ大会（野球、サッカー、三道、バスケットボール、卓球）の開催やふるさと意識の醸成に資する「所沢郷土かるた」を用いた事業を実施する。	青少年課
8	陸上競技選手権大会 所沢市体育協会・市内高等学校陸上競技部教諭・市中学校体育連盟陸上競技専門部・市小学校体育連盟・早稲田大学競走部などで陸上競技選手権大会実行委員会を組織し、埼玉陸上競技協会の共催により、日本陸連の公認記録大会（高校以上は陸連登録者のみ公認記録となる）として実施する。	スポーツ振興課
9	所沢シティマラソン大会 毎年12月に、世代や性別を問わず誰にでも気軽に参加できるスポーツイベントとして所沢シティマラソン大会を開催し、子どもたちがスポーツにふれる機会の提供を行う。	スポーツ振興課

社会性と生きる力の育成

番号	事業名・事業内容	担当課
10	青少年団体活動助成事業 異年齢集団での交流や自然体験・社会体験など、さまざまな体験活動から「生きる力」を身につけ、子どもたちが多方面から成長できる環境づくりをすすめるため、「所沢サマースクール」や「ボーイスカウト」「ガールスカウト」など、青少年活動を行う団体の支援に努める。	社会教育課
11	子ども会育成事業 さまざまな生活体験・自然体験の機会を充実させ、子どもたちの「生きる力」を育むため、子どもの自主性に基づく地域の子ども会活動の振興を図るために校区を単位に支援を行う。また、各校区子ども会育成会の相互の連携・情報交換・研修及び広域的な事業を行いながら、各校区子ども会育成会を支援している所沢市子ども会育成会連絡協議会に対し、支援を行う。	社会教育課

思春期の悩みや不安へのサポート

番号	事業名・事業内容	担当課
12	スクールカウンセラー・心のふれあい相談員の配置 小・中学校にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員を配置し、不登校やいじめ問題の未然防止・早期解消を図るため、担任や養護教諭、教育相談担当教員などと連携し、相談活動や家庭訪問等を行う。また、相談活動を通じた中学校区内の小・中学校の連携促進、相談室登校の児童生徒に対する、学級復帰に向けた働きかけ、いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応への支援を行う。	学校教育課
13	健やか輝き支援事業 いじめ、非行問題行動、怠学・非行による不登校、就学などに関わる相談対応をすることを目的として、学校のニーズに基づいて、個々の児童生徒に応じた支援を行う。また、大学との連携により、大学院生や学生を小・中学校に派遣し、発達障害や不登校傾向の児童生徒の支援を行う。	学校教育課
14	教育センター相談室 市民や学校から、子どもの教育上の諸問題に関する相談を受け、その解決のための支援をする。教育支援センター「クwest」の運営、不登校解消・特別支援教育に係る研修会、面接相談、電話相談、スクールソーシャルワーカー派遣、医療相談、教育相談校内研修支援、ケースカンファレンス、研究活動などを行う。	教育センター
15	教育臨床研究エリア相談窓口 非行やいじめ問題の解決、就学相談等への初期対応や連携を行うため、学校からの相談への対応、非行防止教室や薬物乱用防止教室等の実施、早稲田大学との連携による教育臨床に関わる研究プロジェクトを推進する。	学校教育課
16	相談体制の充実 子どもの成長段階に応じたさまざまな問題を解決するため、子どもや保護者との面談、観察を行うことを目的として、各小・中学校に心のふれあい相談員を配置し、個々の相談を行う。併せて、教育相談アドバイザーからの指導・助言を踏まえ、各小・中学校の支援を行う。また、スクールソーシャルワーカーや、大学との連携により大学生・大学院生を各小・中学校に派遣し、児童生徒を支援する。	各小中学校 (学校教育課)
17	いじめホットライン いじめ相談の直通専用電話を開設し、いじめに対する専門的な相談に対応するとともに、問題解決のため学校などとの連携を図る。	学校教育課
18	子ども電話相談 子どもからの相談を受け、子どもの心に寄り添った支援を行い、必要に応じて、来所相談につなげるようにするため、電話相談を行う。	教育センター

番号	事業名・事業内容	担当課
19	思春期こころの健康相談 自殺防止対策として、自殺率の高い思春期（主に18歳までの高校生）の精神的健康問題を抱える者及びその家族に対し精神科医師による精神保健福祉の専門的な相談を定期的実施する。	健康管理課 こころの健康支援室
20	子ども・若者支援ガイド 子ども・若者を対象とした相談窓口の情報をとりまとめた「子ども・若者支援ガイド」の周知・活用などにより、さまざまな悩みを抱える子ども・若者を相談機関につなげていく。	青少年課
21	青少年相談員協議会補助金 青少年の相談相手となり、助言指導を行い、青少年の健全な育成を目的にした活動を実施する青少年相談員協議会に補助金を交付する。レクリエーションやキャンプ活動を通じて、学校や学年を超えた仲間づくりやリーダーを含めた異年齢同士の交流を行っている。	青少年課

環境学習の推進

学習機会の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
22	環境学習推進事業 主に子どもたちの自主的な環境学習や環境保全活動を促進し、環境を大切に する心と行動力を育むことを目的に、こどもエコクラブの活動支援や、地球に やさしい学校大賞・地球にやさしいこどもサミットを実施するほか、出前講座 などを開催する。	環境政策課
23	地球にやさしい学校づくり推進事業 児童生徒、教職員の環境意識を高める教育活動を通して、環境に配慮した学 校づくりをすすめることにより、持続可能な社会づくりの担い手を育むため、 省エネ運動の取組、資源循環活動の取組を行う。	学校教育課

環境配慮行動の普及

番号	事業名・事業内容	担当課
24	温暖化対策啓発事業 地球温暖化の防止に向け、市域において排出割合が高い民生家庭部門に係る 排出量を削減することを目的に、各種の環境展示会やライフスタイルを見つめ なおすきっかけとなるイベント、キャンペーンなどの啓発事業などを行う。	環境政策課

紙芝居でマチごとプラスチックごみ削減！

近年プラスチックごみによる海洋汚染が進行しており、海がない所沢市でも「マチごとプラスチックごみ削減」に取り組んでいます。子どもたちも一緒に、海洋投棄されたプラスチックごみについて考えてもらうため、市の保育士が制作した紙芝居「ひろいうみのおはなし」の保育園での読み聞かせを行っています。紙芝居は、所沢図書館で貸出・閲覧できるほか、YouTubeでも閲覧できます。



YouTubeはこちら



SDGs (目標 12、目標 14)



食育の推進

食育指導の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
25	食育推進プランの推進 市民一人ひとりが食を通して、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、所沢市保健医療計画「栄養・食生活」及びライフステージ別の行動目標達成に向けた各種講習会、食育教室、調理実習、リーフレット配布などを、農業振興部門、学校給食部門、地域包括部門など他部門との事業協力のもと実施する。	健康づくり支援課
26	ファミリー食育事業 乳幼児期から家族全員の食卓まで、食生活改善・生活習慣病予防の食事を普及し、食事のおいしさ・楽しさを知り、心と身体を支える食習慣を身につけることを目的とし、1歳から18歳までの子どもを持つ保護者を対象に講話と調理実習（ファミリー食育教室など）を実施する。	健康づくり支援課
27	母子栄養指導事業 妊産婦、乳幼児に食生活についての正しい知識や情報の提供を行うことで、健全育成及び不安の軽減を図る。また仲間づくりも目的とする。離乳食教室、乳幼児健康診査、2歳児歯科健康教室、依頼事業などで楽しく一緒に食べることを伝えている。	健康づくり支援課
28	学校給食を教材とした食育推進事業 栄養教諭・栄養士が教職員と連携し、食に関する授業や給食の指導をすることで、学校での食育をすすめる。 また、教職員、調理員・栄養士、保健給食課が一体となり、児童生徒、保護者を対象とした学校給食にかかる食育推進事業を開催している。	保健給食課

地産地消の普及推進

番号	事業名・事業内容	担当課
29	安全・安心な学校給食運営事業 安全で安心な給食の提供とともに、学校給食に地場産食材を積極的に取り入れて、子どもたちに地場産物を知らせ、生産者への感謝の気持ちや、食事を大切にする気持ちを育む。	保健給食課



親子で楽しむ運動あそび



ファミリー食育教室

基本目標 1 子どもへの支援

(2) 未就学児の教育・保育の充実

幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。愛され、大切にされ、さまざまな経験をすることは、将来人間として充実した生活を送る上で非常に重要だと考えられています。

このような時期において、すべての子どもが健やかに幸せに育つ環境を実現するため、保護者が安心して子育てできる環境を実現するため、教育・保育と地域における子育て支援事業の量と質を確保していくことが大切です。

これらの量の確保については、計画に基づいて、施設整備をすすめていくことが重要です。質の確保については、専門職員の確保や研修、指導監査などによりすすめていく必要があります。家庭での子育てにおいても、保護者がじっくり、ゆったりと子どもと向かい合えるように、保護者の子育てにおける悩みや不安を軽減する取組をすすめていきます。

また、一時預かり、病児・病後児保育などの多様なニーズへの対応もすすめていく必要があります。

今後の方向性

教育・保育の量的・質的整備

計画に基づいて適切に施設整備をすすめ、量的確保を図り待機児童を解消します。また、すべての子どもが、健やかに育つことができる質的整備をすすめます。

子育て支援事業の向上

子育てに伴う保護者の心理的・身体的な負担を軽減し、保護者が子育ての楽しさや大切さを実感できるような環境整備を目指して、効果的に事業をすすめていきます。

また、保護者の多様なニーズに対応するさまざまな地域の子育て支援事業については、必要な家庭が事業を利用できるよう周知を図っていく必要があります。

主な取組事業

教育・保育の量的・質的整備

番号	事業名・事業内容	担当課
30	教育・保育施設等整備事業 就学前児童の保育に係る待機児童を解消するため、保育園・認定こども園・地域型保育事業所の施設整備の補助その他の待機児童対策をすすめていくことにより、保育の受入枠を増加し、安定した保育の提供を図る。	こども政策課
31	指導監査 教育・保育に係る給付費の適正支給を図るため、市の確認を受けた保育園・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業所などに対し、定期的に監査を行う。また、保育の質の向上を図るため、市の認可を受けた地域型保育事業所に対し、認可の視点でも定期的に監査を行う。	こども政策課
32	専門相談員の巡回訪問 保育園や幼稚園などの在園児の中で、発達や行動に何らかの心配がある子どもに対し、専門相談員が園の希望により巡回訪問することで、早期発見につながるのと同時に、子どもにあった支援方法を助言する等、地域の支援を行う。	こども福祉課 保育幼稚園課
33	保育士の確保 市内の民間保育園などの保育士確保を支援するため、市独自の処遇改善費補助金制度を設け、施設を通じて支給するほか、保育士募集情報の市ホームページへの掲載など、さまざまな取組を行う。	保育幼稚園課

子育て支援事業の向上

番号	事業名・事業内容	担当課
34	地域子育て支援拠点事業 子育て中の親子が気軽に集い交流できる場の提供、交流の促進、子育てなどに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行う。	こども支援課
35	時間外保育事業 保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤などに伴う時間外保育需要に対応するため、保育園などで通常の保育時間を超えて保育を行う。	保育幼稚園課
36	一般型一時預かり事業 保育園などを利用していない家庭において、就労・日常生活の突発的な事情などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児に伴う心理的・肉体的な負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備するため、保育園などにおいて児童の一時的な預かりを行う。	こども支援課
37	幼稚園型一時預かり事業 幼稚園などにおいて通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請などに応じて、主に在園児を対象に一時的な預かりを行う。	保育幼稚園課
38	特別保育事業費補助事業 仕事と子育ての調和を支援し、子育ての負担感を緩和して安心して子育てができるよう環境整備を総合的に推進するとともに、地域における保育需要や社会の変化に対応するため、民間保育園などを対象に、特別保育事業の実施に必要な人件費等の補助を行う。	保育幼稚園課
39	障害児保育事業 障害のある児童と健常児をともに保育することにより、お互いの成長を図る。障害児保育を実施する民間保育園などに対して、人件費などの補助を行う。	保育幼稚園課
40	病児・病後児保育事業 保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気又は病気の回復期にあって、集団保育が困難な時期の乳幼児の一時的な預かりを行う。	こども支援課

地域で子育てを応援！地域子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)

地域子育て支援センターとは？

地域で子育てを応援する場所で、市内に 26 か所あり、親子で楽しいイベントに参加したり、保育士に子育ての悩みを相談したりできます。

対象は、0歳から就学前までのお子さんと保護者です。(こども支援センターの子育て支援エリアは、4歳未満のお子さんと保護者が利用できます。)



自由に遊べる施設

どんなことができるの？

お子さんの年齢や季節に応じた子育てイベントに参加できます。例えば、絵本の読み聞かせや身体測定、体操、お絵描き、手遊びなど、センターによってさまざまなイベントがあります。

また、お部屋で自由にくつろいで交流したり、子育ての相談をしたりできます。



保育士との自然な関わり

子育ての悩みや不安ありませんか？

「しつめてどうすればいいの?」「家の近くの公園を教えてほしい」など、何でもお気軽に御相談ください。

ぜひお気軽に地域子育て支援センターへ

子育てに役立つ離乳食教室やベビーマッサージ教室などいろいろな講習にも参加できます。

子育て仲間との出会いがいっぱいです。子育ての息抜きに、地域子育て支援センターに遊びに来ませんか？



気軽に育児相談



子育てに役立つ講習



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



11 住み続けられるまちづくりを

SDGs (目標3、目標4、目標11)

基本目標 1 子どもへの支援

(3) 教育環境の充実

小学校入学後に子どもが速やかに学校生活になじむことができるよう、幼児教育から小学校教育への円滑な移行に向けて、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の間で行われる連携・接続に関するきめ細かな取組が重要です。

学校においては、子どもたちが未来へ主体的に歩む土台を築くため、確かな学力と自立する力を育てていくことが必要です。学校は地域とともに社会に対応した教育環境をつくるため、教職員や組織の能力向上、特色ある学校づくりなどにより、信頼される学校づくりをすすめていきます。ICTや英語教育の環境整備をすすめ、社会の変化へ対応していきます。

また、すべての子どもたちが個性や能力を伸ばし健やかに成長できるよう、面接相談や専門員の配置を通じて、課題を抱える子どもや保護者の解決力を高める指導を行い、必要に応じて関係機関と連携を図りつつ、きめ細かな支援を行っていきます。

今後の方向性

幼保小の連携強化

障害の有無などにかかわらずスムーズな就学ができるよう、幼児教育や就学に関する研修会を開催し、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の連携をすすめています。今後もさらなる連携を深めるとともに、障害児の就学支援や研修機会の充実を図ります。

学ぶ力の向上、人的配置の充実

学習支援員や英語指導助手などの学力向上に向けた支援を実施するとともに、教員の資質向上のための研修の開催や、地域特性を活かした学校環境・教育内容の整備も実施しています。今後はICTなどの学習分野の広がりや、配慮の必要な子どもや外国につながる子どもなどへの多様な支援の広がりを踏まえて事業拡充を図ります。

配慮の必要な子どもたちへの教育支援の充実

特別な支援を必要とする児童は増加傾向にあり、個別具体的できめ細やかな支援が求められています。関係機関との情報共有などの連携強化や小・中学校の特別支援学級の新設をすすめるとともに、教員の資質向上や障害への理解を深める研修などを充実させていきます。

主な取組事業

幼保小の連携強化

番号	事業名・事業内容	担当課
41	就学相談事業 就学支援委員会及び就学支援相談員が、保護者からの申込みにより、障害のある又はその疑いのある幼児・児童生徒の保護者とともに適切な就学先を検討する。	学校教育課
42	幼児教育研修会 幼児教育と小学校教育の接続や幼稚園教育要領、学習指導要領などの改訂の動向、幼児期の発達への理解と支援方法を学ぶ。	教育センター
43	幼児教育振興協議会によるスムーズな接続 相談活動を含め、関係者、保護者への啓発・支援を行う。 「小1プロブレム」などの問題解消を図るため、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携をすすめる。	学校教育課 教育センター

学ぶ力の向上、人的配置の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
44	「学び創造アクティブPLUS」学力向上推進事業 児童生徒の「必要感・達成感」を大切にすること、一人ひとりに寄り添い「自己肯定感」を高めること、学校・家庭・地域が手をつなぎ、「未来を切り拓く力」を育成することを「行動方針の3つの柱」とし、児童生徒の学力向上を図る。引き続き、研修会や「ノーマディア」と「うちどく」を行う。また、研究委託校の研究成果を発表する。	学校教育課
45	確かな学力定着事業 児童生徒一人ひとりに確かな学力を身につけさせるため、埼玉県学力・学習状況調査やその活用方法についての研修会などを実施し、児童生徒一人ひとりの評価資料を得て、その分析を指導に活かす。また、市独自のドリル（学びノート）を作成し、全児童生徒に配布し、学校や家庭で活用する。	学校教育課
46	特色ある学校づくり支援事業 小・中学校・市立幼稚園が、地域の環境や人材を活かし、創造性あふれる教育課程を実施するため、学校・園教育目標の具現化についての指導・助言を行う。「総合的な学習の時間」「生活科」などにおける郷土の資源を活かした昔遊びや農業体験など、体験活動の充実を図る。	学校教育課
47	学習支援員配置事業 原則として教員資格を有する人材を市立小・中学校に学習支援員として配置し、少人数指導など個に応じた指導の充実を図る。学校の実情に応じて、授業における教科指導補助、少人数指導時の補助などを行う。	学校教育課
48	教員資質向上事業 市内小・中学校の教員の経験やニーズに応じた研修を推進し、本市教育の振興に資するため、年次経験者研修支援、ミドルリーダー研修員研修、校内研修の指導者派遣、各種研修会の実施などを行う。	教育センター
49	英語指導助手派遣事業 英語指導助手を派遣し、中学校英語教育の充実を図るとともに、外国語教育の小中連携を推進する。また小学校外国語支援員との連携を図り、授業の充実を図る。	教育センター
50	ICT推進事業 校務や授業において、情報機器の効果的な活用を推進するとともに、情報モラルの育成を図る。所沢市教育ネットワークの利用を促進し、教育の情報化をすすめ、市内小・中学校の特色ある学校づくりを支援する。児童生徒のプログラミング的思考を養うために、環境整備と研修会の充実を図る。	教育センター

番号	事業名・事業内容	担当課
51	特別支援学級の充実 特別支援学級への在籍を希望する児童生徒が居住地の学校に通うことができるようにするため、児童生徒・保護者のニーズを的確に把握し、特別支援学級を計画的に設置する。	学校教育課
52	日本語教室講師派遣事業 日本語教室の講師の支援状況を把握し、学校と情報交換を行いながら、児童生徒に適切な対応ができるように支援する。	教育センター

配慮の必要な子どもたちへの教育支援の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
53	特別支援教育支援員及び心身障害児介助員配置事業 特別支援教育に関する知識や意欲のある人材を公立小・中学校に配置するため、特別支援教育支援員を全小・中学校に配置し、通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒への支援を行う。また、心身障害児介助員を特別支援学級などの設置校に配置し、特別支援学級などでの支援を行う。	学校教育課
54	特別支援教育の充実 特別な教育的支援を必要とする子どもについて、個々の教育的ニーズを把握して支援を行うため、特別支援学級、通級指導教室の計画的設置、特別支援コーディネーターと連携しながら支援体制の整備、特別支援教育支援員及び心身障害児介助員の配置・研修会の実施、面接、電話、訪問などでの教育相談と学校職員への支援を行う。 特別支援学級...知的障害学級、自閉症・情緒障害学級、弱視学級、病弱学級（院内学級） 通級指導教室...そだちところの教室（発達・情緒障害）、きこえ・ことばの教室（難聴・言語障害）	学校教育課
55	発達障害・情緒障害通級指導教室の充実 発達障害・情緒障害を持つ児童生徒への専門的な支援と整備体制を充実するため、小・中学校に通級指導教室の充実を図り、必要に応じて各学校に指導・助言を行う。	学校教育課
56	特別支援教育専門家チーム委員会の充実 市内幼稚園・保育園及び小・中学校の要請に応じて、LD、ADHD、高機能自閉症か否かの判断及び教育的対応の助言を園・学校に対して行うため、小・中学校管理職、心理などの専門家、医師などによって構成された専門家チーム委員会により定期的な委員会の開催を行う。	学校教育課



うどんづくり体験（特色ある学校づくり支援事業）



農村体験（特色ある学校づくり支援事業）

基本目標 1 子どもへの支援

(4) 配慮の必要な子どもたちへの支援

特別な支援を必要とする子どもは増える傾向にあります。障害や発達に心配がある子どももひとりの子どものとして尊重されて成長し、身近な地域の中で育まれることが大切です。そのために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮と専門的な支援を提供していくことが必要です。

乳幼児期から早期支援につなげるための情報提供や相談窓口の充実、適切な療育を受けられる体制の整備、家族への支援、地域支援など、幅広く成長段階に応じた切れ目のない支援をすすめる必要があります。

今後の方向性

障害児通所支援の充実

障害児通所支援事業、松原学園やかしの木学園では日常生活や社会生活を円滑に営むための支援を実施しています。今後も継続性のある支援を実施していきます。

支援体制の確保

こども支援センターや関連機関が連携し、早期から発育や発達を支援するため各種相談（総合相談、医師相談、子育てメンタル相談など）体制を整え、支援を充実させてきました。

今後も多面的な支援を実施していきます。

特別な支援を必要とする児童は増加傾向にあり、保育士や教員、放課後児童支援員などの人的拡充及び資質向上に努めていきます。

主な取組事業

障害児通所支援の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
57	障害児通所支援事業 就学前の障害児に日常生活の基本動作の訓練などを行う児童発達支援や、就学後の障害児に放課後などで集団生活訓練などを行う放課後等デイサービスなどを実施する。	こども福祉課
58	松原学園の運営事業 就学前の障害児が日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、日常生活の基本的動作や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行い、発達・成長を支援する。また、地域の障害児やその家族への相談、地域の支援者への援助・助言などを行う地域支援事業を実施する。	こども福祉課
59	かしの木学園の運営事業 就学前の障害児(主に身体障害)が日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、日常生活の基本的動作や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行い、発達・成長を支援する。卒園・他園へ移行した児童の保護者交流会などの自主事業も行う。	こども福祉課

支援体制の確保

早期支援体制の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
60	幼児発達支援事業【再掲】 発育や発達に心配のある子どもの保護者に対し、家庭での対応や養育に関する助言、情報提供を行うことにより、その子どもの健やかな成長に寄与する。	こども支援課
61	乳幼児発育・発達相談事業【再掲】 児童虐待の予防・早期発見・早期対応として、医師相談、心理相談、ことばの相談、運動あそびの相談、子育てメンタル相談等専門性の高い相談を充実させることにより、育児不安の強い母親への支援を行い、育児不安の軽減を図る。また、子どもの発育・発達を促進するとともに、人間形成の基盤となる乳幼児期の母子関係を確立する。	健康づくり支援課
62	こども支援センター運営事業(発達支援)【再掲】 発達障害に関する早期からの支援によって子どもたちが地域で安心して過ごせるよう、18歳未満を対象にした相談支援、未就学児を対象にした児童福祉法の通所支援、地域の関係機関や市民を対象に研修・啓発などをする地域支援を行う。	こども福祉課
63	障害児保育事業【再掲】 障害のある児童と健常児をともに保育することにより、お互いの成長を図る。障害児保育を実施する民間保育園などに対して、人件費等の補助を行う。	保育幼稚園課

保育、学習機会の確保

番号	事業名・事業内容	担当課
64	医療的ケア児への支援 日常生活を送る上で医療的なケアと医療機器を必要とする子どもが身近な地域で安心して暮らし、健やかに成長できるよう、子どもと保護者のニーズに応じたさまざまな支援を行う。	こども福祉課 保育幼稚園課
65	就学相談事業【再掲】 就学支援委員会及び就学支援相談員が、保護者からの申込みにより、障害のある又はその疑いのある幼児・児童生徒の保護者とともに適切な就学先を検討する。	学校教育課
66	特別支援教育支援員及び心身障害児介助員配置事業【再掲】 特別支援教育に関する知識や意欲のある人材を公立小・中学校に配置するため、特別支援教育支援員を全小・中学校に配置し、通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒への支援を行う。また、心身障害児介助員を特別支援学級など設置校に配置し、特別支援学級などでの支援を行う。	学校教育課
67	放課後児童健全育成事業 保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している放課後児童に対し、授業の終了後などに適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図る。	青少年課



外観（松原学園）



朝の会（松原学園）



ふれあい遊び（かしの木学園）



誕生日会（かしの木学園）

基本目標 2 子育て家庭への支援

(1) 妊娠・出産、育児への支援

地域のつながりの希薄化などにより、母親の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期まで保健、福祉、地域、医療、教育分野の関係機関が連携し、切れ目ない支援を行うことが重要となっています。「子育て世代包括支援センターかるがも」では、妊娠期から子育て期におけるさまざまな相談や保護者への子育て関連情報の提供など、関係機関と連携し継続的な支援を実施しています。

今後も、安心して妊娠・出産が迎えられるよう、また子どもが健やかに成長できるよう、さまざまな母子保健事業の機会をとらえ、寄り添う支援を行っていきます。

今後の方向性

母子保健事業の充実

妊娠期から子育て期に至るまでの面接相談のほか、保健師による家庭訪問や電話相談など継続的な支援を広く実施していきます。今後についても、多様なニーズに対応できるよう柔軟に事業運営を行っていきます。

乳幼児・小児医療の充実

夜間帯や休日などは市民医療センターが中心となって市域全体で初期の救急医療体制を構築しています。今後についても、年間を通じて診療体制を維持し、救急医療体制の安定的な提供に努めます。



主な取組事業

母子保健事業の充実

安全な妊娠・出産の確保

番号	事業名・事業内容	担当課
68	妊婦健康診査事業 妊婦の疾病や異常を早期発見し、健康の保持・増進を図り、健康管理の向上を図ることを目的とする。妊娠の届出をした者に対し、母子健康手帳とともに妊婦健康診査助成券を交付し、委託医療機関において妊婦健康診査を実施する。また、里帰り出産などによる委託医療機関以外での受診については、助成制度（償還払い）を実施する。	健康づくり支援課
69	妊娠・出産つづけてサポート事業 核家族化や地域とのつながり希薄化などにより、地域で出産・子育てを担う母親の育児負担が増えていることから、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな相談に円滑に対応する。	健康づくり支援課

相談、指導事業の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
70	健康教室 妊婦やそのパートナーを対象に母親学級、両親学級を実施。妊娠中を健康に過ごし、心身ともに健やかな子どもを産み育てるために妊娠、分娩、育児に関する適切な情報や助言を行う。	健康づくり支援課
71	母子保健相談指導事業 母子保健に関する正しい知識の普及、情報の提供を行い、妊娠・出産・育児に関する不安の軽減を図る。	健康づくり支援課
72	乳幼児健康診査 乳幼児期における疾病や発育発達上の問題の早期発見及び、乳幼児の健康の保持増進を目的とした情報提供や助言など、保護者に対する育児支援（虐待予防の観点も含む）を行う。4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などの集団健康診査を実施する。市内の委託医療機関において個別健診として10か月児健康診査を実施する。	健康づくり支援課
73	訪問指導事業 母子保健事業を通じて、継続支援が必要とされた家庭に対し、家庭訪問を行い、親子及び家族の生活実態や背景を把握しながら、必要な助言指導とサービスの調整などの支援を行い、乳幼児の健全育成と保護者への育児支援を図る。	健康づくり支援課
74	乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、親の孤立感や育児負担の軽減、虐待防止につなげる。	健康づくり支援課
75	子育てサロン 子育てについて、不安や負担感を抱えている保護者を対象に、サロンを実施することにより、同じ立場で共感し合うことができる仲間づくりの支援、育児不安の軽減、虐待予防を図る。	健康づくり支援課

地域との連携による適切な育児環境の確保

番号	事業名・事業内容	担当課
76	母子保健地区組織活動育成事業 地域に根ざした健康づくりを目指して活動する組織である母子愛育会を育成し、地域住民主体の子育て支援活動の一層の充実を図る。また、子育て世代に行政による母子保健事業だけではなく、地域住民からの働きかけを推進するため、母子保健推進員を委嘱し、保健事業に関する紹介や利用勧奨などを声かけ訪問にて実施することで、地域住民の健康問題の把握に努める。	健康づくり支援課

予防接種事業

番号	事業名・事業内容	担当課
77	各種予防接種事業（小児） 各種予防接種を実施することで、市民の免疫レベルを高い水準に保ち、感染症の発生・まん延を防止する。	健康管理課

乳幼児・小児医療の充実

緊急対応の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
78	小児急患診療事業：初期救急 安心して子育てができる医療環境を確保するため、市民医療センターが中心的役割を果たし、所沢市域全体で365日すべての時間帯において、小児初期救急医療体制の安定的な提供に努める。	市民医療センター
79	小児科救急医療病院群輪番制事業：第二次救急 夜間及び休日・祝日の小児の第二次救急医療を確保するため、所沢市、狭山市、人間市の市民の小児を対象として、三市及び協力医療機関による協定書に基づき、輪番制により第2次救急医療体制の整備を図る。	保健医療課

医療費の助成

番号	事業名・事業内容	担当課
80	子ども医療費助成 医療費の助成を行うことにより、子ども（0歳から中学3年生まで）の保健の向上と福祉の増進、子育て家庭の経済的負担を軽減する。	こども支援課
81	未熟児養育医療給付 身体の発育が未熟なままで生まれ、指定養育医療機関による集中的な入院療養を必要とする乳児に対して、医療の給付を行う。	健康づくり支援課

基本目標 2 子育て家庭への支援

(2) すべての子育て家庭への支援

子育ては、授乳や食事などの世話やしつけの方法、子どもの性格や体調・疾病など不安や疑問を感じることも多いものです。核家族化が進み、相談する相手がおらず、不安感や孤独感を抱え、子育て本来の幸せを感じる事が難しい状況に陥っている保護者が少なくないと懸念されています。

子育て支援に関する情報などを必要とする人にとって、分かりやすく入手しやすい情報提供や相談体制のさらなる充実を図り、子育て家庭が孤立すること、不安に陥ることのないよう子育て環境の整備を行っていく必要があります。

ひとり親家庭は、家庭内の保護者の負担が大きいため、仕事と生活、子育ての調和を図ることが他の家庭と比較して難しい傾向があります。また、経済的な困窮に陥りやすい傾向もあります。経済的に困窮している家庭においても、子どもの将来が家庭環境に左右されないよう支援を行う必要があります。

今後の方向性

健全な家庭づくり

各公民館（まちづくりセンター）や地域子育て支援拠点事業において多様な親子同士の交流の場や講習機会を設けています。今後も地域のニーズに合わせた事業展開を支援していきます。また、保護者が参加する一日保育者体験をすすめていきます。

子育て情報の提供・相談事業の充実

訪問、窓口、冊子、SNS、ところざわほっとメールなどさまざまな方法を駆使して必要な人に、子育て関連情報を提供できるよう努めています。また、保護者の多様な悩みに対応するための各種相談事業を行っています。今後もさらに事業を充実させていく必要があります。

ひとり親家庭等への支援

自立に向けた職業・教育訓練の給付金受給者は増加傾向にあり、定期的な連絡や長期の後追い調査により確実な自立へ向けた支援を実施しています。経済的支援や日常生活支援を受ける世帯は横ばいから減少傾向にあり、自立に向けた支援の効果がみられます。今後も効果的な利用者支援を行っていきます。

経済的支援の充実

出産・育児から就学に至るまで広く経済的支援を行っています。今後も、支援を必要とする保護者に必要な情報を届け、適正な給付を行っていきます。

また、幼児教育・保育の無償化の実施にあたっては、制度を必要とするすべての家庭が利用できるよう周知を図っていきます。

主な取組事業

健全な家庭づくり

子育て力の育成

番号	事業名・事業内容	担当課
82	地域子育て支援拠点事業【再掲】 子育て中の親子が気軽に集い交流できる場の提供、交流の促進、子育てなどに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行う。	こども支援課
83	家庭教育推進事業 各小・中学校において家庭教育学級を開設し、家庭教育について学ぶ機会を保護者に提供する。保護者が家庭教育の重要性を再認識し、子育てに自信を持って取り組むきっかけとするために、就学時健診などの機会を利用した子育て講座の実施や、各公民館において親や子を対象とした子育てサロン事業などを実施する。	社会教育課 各公民館 (まちづくりセンター)
84	保護者の一日保育者体験 保育施設に在園の保護者が一日保育園で過ごし、我が子だけではなく多くの子どもたちとも関わり、遊びにも加わりながら、保育者としての体験をする。	保育幼稚園課

家庭の大切さの再認識

番号	事業名・事業内容	担当課
85	家庭教育推進事業【再掲】 各小・中学校において家庭教育学級を開設し、家庭教育について学ぶ機会を保護者に提供する。保護者が家庭教育の重要性を再認識し、子育てに自信を持って取り組むきっかけとするために、就学時健診などの機会を利用した子育て講座の実施や、各公民館において親や子を対象とした子育てサロン事業などを実施する。	社会教育課 各公民館 (まちづくりセンター)

子育て情報の提供・相談事業の充実

総合的な子育て支援情報の発信

番号	事業名・事業内容	担当課
86	子育て情報提供事業 妊娠から子育て期までの情報を切れ目なく提供するため、市が実施する子育て支援に関する制度やサービス、相談機関、関連施設などの情報を掲載した冊子(子育てガイドブック)を作成する。	こども支援課 健康づくり支援課
87	ところっこ子育てサポート事業 保護者の選択に基づき、教育・保育・子育て支援などを円滑に利用できるようにするため、子育てコンシェルジュが家庭のニーズを把握し、教育・保育施設の利用の相談・助言とともに地域の子育て支援事業についての情報提供など、利用者の必要に応じた支援を行う。 また、子育て世代包括支援センターかるがもにおいて、保健師・助産師が、妊娠期から子育て期にわたるさまざまな相談や情報提供を行いながら、関係機関と連携して支援を行う。	こども支援課 健康づくり支援課
88	地域子育て支援拠点事業【再掲】 子育て中の親子が気軽に集い交流できる場の提供、交流の促進、子育てなどに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行う。	こども支援課

さまざまな相談への対応の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
89	児童家庭相談事業 子どもに関するさまざまな相談に応じ、個々の子どもや家庭に対して効果的な支援を行うことで、子どもの福祉の充実を図るとともにその権利を擁護する。	こども支援課
90	母子保健相談指導事業【再掲】 母子保健に関する正しい知識の普及、情報の提供を行い、妊娠・出産・育児に関する不安の軽減を図る。	健康づくり支援課
91	教育相談事業（相談業務） 幼児（年長児の小学校就学に係る心配）学齢児から18歳までの子ども及びその保護者、並びに教職員からの子どもの教育上の諸問題（集団不適應、交友関係、学習意欲、不登校・登校しぶり、発達障害、子育て、しつけ）に関し、指導主事や心理士、電話相談員、スクールソーシャルワーカーが対応し、解決のための支援を行う。	教育センター
92	女性の生き方に関する相談事業 男女共同参画社会の実現のために、その障害となる悩みや問題を解決するための援助事業として、電話相談、カウンセリング、何でもききます相談を実施する。	男女共同参画推進センター ふらっと (企画総務課)
93	DVに関する相談事業 電話又は面接により、DV被害者の相談に応じ、助言・情報提供などを行い、必要に応じ、関係機関の紹介や連絡調整を行うことにより、被害者自らの意思に基づき、安全で安心な生活を送ることができるよう支援する。	男女共同参画推進センター ふらっと (企画総務課) こども支援課

ひとり親家庭等への支援

自立に向けた支援

番号	事業名・事業内容	担当課
94	ひとり親家庭等からの相談 ひとり親及び寡婦への自立に必要な情報提供及び指導や職業能力の向上、求職活動などに関する支援を行うことにより、ひとり親家庭等の自立を支援する。	こども支援課
95	高等職業訓練促進給付金 ひとり親家庭の父又は母であって、一定の要件を満たすものに、看護師などの資格取得のための養成機関で修業する場合、一定期間の間、訓練受講期間中の生活費などを支給することにより、ひとり親家庭の生活の負担軽減を図り、資格取得を支援する。	こども支援課
96	自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の父又は母であって、一定の要件を満たすものに、事前相談において指定された職業能力の開発のための講座を受講後、受講料の一部を支給することにより、職業能力の開発を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。	こども支援課
97	自立支援プログラム策定 ひとり親家庭の父又は母であって、一定の要件を満たすものに、母子及び父子の状況や求めに応じた自立及び就労を支援するためのプログラムを策定、ハローワークと連携し、就労支援などを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。	こども支援課

経済的支援・生活支援

番号	事業名・事業内容	担当課
98	児童扶養手当 母子家庭、父子家庭、及び父母のいずれかに一定の障害のある家庭又は父母以外の者が養育している家庭の養育者に手当を支給することにより、ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進及び児童の健全育成を通じて、児童の福祉増進を図る。	こども支援課
99	ひとり親家庭等医療費助成 母子家庭、父子家庭及び父母のいずれかに一定の障害がある家庭などにおける養育者とその児童（0歳から高校3年生まで）の医療費助成を行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。	こども支援課

経済的支援の充実

出産・育児への支援

番号	事業名・事業内容	担当課
100	児童手当 父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、0歳から中学3年生の児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援する。	こども支援課
101	子ども医療費助成【再掲】 医療費の助成を行うことにより、子ども（0歳から中学3年生まで）の保健の向上と福祉の増進、子育て家庭の経済的負担を軽減する。	こども支援課
102	出産育児一時金 所沢市国民健康保険の被保険者の出産に際して、一時金の支給を行う。	国民健康保険課

就園・就学・放課後の支援

番号	事業名・事業内容	担当課
103	子育てのための施設等利用給付事業 幼児期の教育及び保育の機会を確保し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、主に3歳児クラスから5歳児クラスの子どもを対象に、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園、認可外保育施設等の利用料を、一定額を上限に支給する。	こども支援課 保育幼稚園課
104	子ども・子育て支援に係る実費徴収助成事業 生活保護受給世帯が、施設型給付を受ける幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する場合に、日用品・文房具などの購入費、行事参加費、教材費、通園費などの一部を助成する。また、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用する低所得世帯又は多子世帯の児童が、園に支払った食材料費のうち、副食材料費の一部を助成する。	保育幼稚園課
105	就学援助（小・中学校） 経済的な理由により、子どもを小・中学校に就学させることが困難な保護者に対して、申請に基づき必要な費用の一部を援助する。	教育総務課 保健給食課
106	放課後児童クラブ子育て支援事業 放課後児童クラブ利用世帯のうち、多子世帯や低所得世帯等に対して、放課後児童クラブ保育料の減額や免除を行うことにより、子育て世帯の支援を図る。	青少年課
107	入学準備金貸付（高等学校など） 教育の機会を等しく確保するため、高等学校又は大学への入学に要する費用を用意することが困難な保護者に対し、入学準備金の貸し付けを行う。	こども支援課

番号	事業名・事業内容	担当課
108	育英奨学金・遺児奨学金（高校など） 高等学校等に在学し経済的理由により修学困難な生徒に対し育英奨学金を、また不慮の災難等により保護者を失い、経済的理由により修学困難な生徒に対し遺児奨学金を支給し、勉学の機会を与え、有能な人材を育成する。	こども支援課

子どもの貧困対策の推進

「子供の未来応援国民運動」とは？

貧困の連鎖を解消し、生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもたちが未来に向けて夢と希望を持って成長していくことができる社会の実現を目指し、内閣府が平成27年10月から展開している官公民の連携・協働プロジェクトです。

子どもの貧困対策の推進に関する法律、大綱などに基いて行政が総合的な取組を行うことと同時に、新たに基金を設置して草の根で活動するNPOなどを積極的に支援するなど、国民全体ですべての子どもの未来を応援する機運を作り出すことを目指しています。



© Mercis bv
 子供の未来応援国民運動
 （出典：内閣府）

「こども応援ネットワーク埼玉」とは？

子どもの貧困問題を社会全体の問題として捉え、貧困の連鎖解消に向けあらゆる社会資源を集めて取り組むことを目的として、埼玉県が立ち上げたネットワーク組織です。

社会貢献活動を主体的に行う団体・個人で構成されています。

所沢市を含め、埼玉県内の各市町村、企業、NPOや個人などが加入しており、それぞれの得意分野を活かした活動を行っています。



こども応援ネットワーク埼玉
 （出典：埼玉県）



SDGs（目標1、目標2、目標3、目標4）

基本目標 2 子育て家庭への支援

(3) 就労と子育ての両立の支援

女性の就業率が向上し、共働き家庭が増える中で、子どもを安心して預けられる教育・保育施設を確保することが重要です。また、子育て家庭の働き方、環境や価値観が多様化しており、ニーズも多様化しています。このため、多様な働き方にあわせて柔軟に利用できる子育て支援事業の充実や教育・保育施設の充実を図る必要があります。

また、小学校入学後に放課後を安心・安全に過ごせる場所の確保が課題となっており、すべての子どもを対象として勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動などの取組を行う放課後子供教室と連携した放課後児童対策など、子どもたちが安心・安全に過ごし、多様な経験ができる機会をさらに充実していく必要があります。

仕事と生活、子育ての調和をすすめるためには、職場や地域の理解や協力が不可欠です。育児休業は女性の取得は進みましたが、男性の取得率は依然として低い状況が続いています。性別に関わらず仕事と生活、子育ての調和を目指せるよう、家庭や企業、地域に対して啓発活動をすすめていく必要があります。

今後の方向性

子育て支援体制の充実

ファミリー・サポート・センター事業など多様な働き方にあわせて利用できる子育て支援事業のほか、児童館など地域における子育て支援事業についても広く実施しています。また、必要に応じて教育・保育施設の施設整備もすすめていきます。

放課後児童対策の充実

子どもが安心して過ごせる放課後の居場所を確保することが必要です。計画的に、民設民営児童クラブの設置や児童クラブ施設の改修などすすめていきます。また、学校との連携をすすめ、子どもや保護者のニーズに沿った効果的な放課後児童対策をすすめていきます。

ワーク・ライフ・バランスの推進

性別に関係なく多様で柔軟な働き方や暮らし方の選択ができるよう、男女共同参画への理解と意識の向上を目指し、講座開催や施設・教材貸出などを実施しています。引き続き、市民への広い周知と拠点施設の機能充実や適正化を図る必要があります。

主な取組事業

子育て支援体制の充実

保育事業の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
109	教育・保育施設等整備事業【再掲】 就学前児童の保育に係る待機児童を解消するため、保育園・認定こども園・地域型保育事業所の施設整備の補助その他の待機児童対策をすすめていくことにより、保育の受入枠を増加し、安定した保育の提供を図る。	こども政策課
110	ファミリー・サポート・センター事業 地域において安心して子育てができるような環境整備を行うため、育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（援助会員）を組織化し、地域での相互活動を行う。定期的な保育施設・学校施設などの送迎や一時的な預かりを行う。	こども支援課
111	緊急サポート事業 地域において安心して子育てができるような環境整備を行うため、育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（援助会員）を組織化し、地域での相互活動を行う。病児・病後児の預かり、宿泊や急な残業などの緊急時の預かりを行う。	こども支援課
112	幼稚園型一時預かり事業【再掲】 幼稚園などにおいて通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請などに応じて、主に在園児を対象に一時的な預かりを行う。	保育幼稚園課

地域における支援の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
113	ところっこ子育てサポート事業【再掲】 保護者の選択に基づき、教育・保育・子育て支援等を円滑に利用できるようにするため、子育てコンシェルジュが家庭のニーズを把握し、教育・保育施設の利用の相談・助言とともに地域の子育て支援事業についての情報提供など、利用者の必要に応じた支援を行う。 また、子育て世代包括支援センターかるがもにおいて、保健師・助産師が、妊娠期から子育て期にわたるさまざまな相談や情報提供を行いながら、関係機関と連携して支援を行う。	こども支援課 健康づくり支援課
114	地域子育て支援拠点事業【再掲】 子育て中の親子が気軽に集い交流できる場の提供、交流の促進、子育てなどに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行う。	こども支援課
115	児童館運営事業 18歳未満の児童の健全育成を図り、遊びを通じて健康増進及び情操を豊かにすることを目的に安全な居場所を提供する。また、放課後留守家庭児童に対し、授業の終了後や長期学校休業日などに適切な遊び及び生活の場を提供するとともに子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談などを行う。	青少年課
116	時間外保育事業【再掲】 保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤などに伴う時間外保育需要に対応するため、保育園などで通常の保育時間を超えて保育を行う。	保育幼稚園課

放課後児童対策の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
117	放課後児童健全育成事業【再掲】 保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している放課後児童に対し、授業の終了後などに適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図る。	青少年課
118	放課後支援事業「ほうかごところ」 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を確保すること、異年齢の子どもたちとの交流を促進すること、地域住民による子どもたちの健全育成を図ることなどを目的として、学校の放課後の施設を借り、地域でほうかごところの運営委員会を組織して方針を定め、その方針に基づいて放課後支援員やボランティアが実施する。	学校教育課
119	放課後子ども総合プラン推進事業 児童館生活クラブ、児童クラブ、ほうかごところの3つの放課後児童対策事業のさらなる連携などを図ることによって、より効果的、効率的な放課後対策の検討をすすめる。	青少年課 学校教育課

ワーク・ライフ・バランスの推進

番号	事業名・事業内容	担当課
120	ふらっと企画講座実施事業 より多くの方に向けて男女共同参画への理解と意識の向上を図るため、男女共同参画に係る講座・研修・講演会などの開催を行う。	男女共同参画 推進センター ふらっと (企画総務課)
121	男女共同参画推進センターふらっと運営事業 男女共同参画に係る学習・相談・交流・情報の場を提供するとともに、できるだけ多くの方に男女共同参画への理解と意識の向上を図ることを目的とし、施設(会議室・研修室・生活工房室)、印刷機、男女共同参画に関する図書・ビデオ・DVDの貸出を行う。	男女共同参画 推進センター ふらっと (企画総務課)



基本目標3 地域社会全体での支援

(1) 子どもの尊厳と安全の確保

子どもは大いなる可能性を秘めたみんなの宝であり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要があります。子どもへの虐待は、子どもの心に深い傷を残し、否応なくその輝きを奪い、時に、将来の可能性をも奪うものであり、何人も子どもへの虐待を行ってはなりません。

昨今の核家族化、地域社会の人間関係の希薄化などを背景に、家庭や地域社会における子育ての力が低下することにより、保護者が子育てに孤独感や不安感を抱え、その結果虐待行為に至ることがあると指摘されています。地域全体が子どもの尊厳と安全の確保に関する理解を深め、地域、学校、行政が密接に連携しながら子どもと家庭を支援し、子どもが家庭でも、地域でも、学校でも健やかに成長できる環境づくりをすすめる努力が求められています。

また、いじめや不登校など、児童生徒の発達段階に応じて生じるさまざまな課題についても、子どもや家庭だけでの対処は不可能です。学校や教育委員会が支援の中心となり、必要に応じて地域と連携して、未然予防、早期発見、早期解決のため、一人ひとりに応じたきめ細やかな対応を組織的に行っていく必要があります。

今後の方向性

児童虐待の防止対策

虐待の相談件数は年々増加傾向にあり、困難なケースも増えています。家庭訪問や乳幼児健診などを活かして、家庭との接触の機会を増やし、危険なサインを発見すること、情報提供や相談機会を増やしていきます。

また、関係機関の連携を強化し、より効果的な支援をすすめていきます。

いじめ・不登校などへの取組の充実

学校に配置された「スクールカウンセラー」や「心のふれあい相談員」が相談活動や家庭訪問を行い、いじめや不登校の予防や解消を図っています。相談員相互の連携、教育支援センターなどの専門機関との連携を通じて効果的な支援を行っていきます。

主な取組事業

児童虐待の防止対策

相談対応

番号	事業名・事業内容	担当課
122	児童家庭相談事業【再掲】 子どもに関するさまざまな相談に応じ、個々の子どもや家庭に対して効果的な支援を行うことで、子どもの福祉の充実を図るとともにその権利を擁護する。	こども支援課

要保護児童対策

番号	事業名・事業内容	担当課
123	要保護児童対策地域協議会による活動 児童虐待の未然防止及び虐待を受けている子どもに迅速的確に対応するために、関係機関と連携しながら適切な支援を実施する。	こども支援課
124	養育支援訪問事業 子育てに不安や孤立感などを抱える家庭や養育支援が特に必要な家庭に対して、養育能力の向上及び養育環境の改善を目指すために、保育士や助産師、ホームヘルパーによる訪問支援を実施する。	こども支援課

早期発見・早期対応

番号	事業名・事業内容	担当課
125	訪問指導事業【再掲】 母子保健事業を通じて、継続支援が必要とされた家庭に対し、家庭訪問を行い、親子及び家族の生活実態や背景を把握しながら、必要な助言指導とサービスの調整などの支援を行い、乳幼児の健全育成と保護者への育児支援を図る。	健康づくり支援課
126	各健診未受診者把握事業 健診該当期間を過ぎても受診のなかった子どものうち、他市町村・他機関での受診を確認できなかった子どもについて、こども支援課こども相談センターに把握を依頼する。また、こども相談センターの把握結果を確認し、必要な家庭について継続支援を行う。	健康づくり支援課

市民への啓発活動

番号	事業名・事業内容	担当課
127	オレンジリボンキャンペーン 児童虐待防止対策として、児童虐待を見つけたときの連絡先や子育てに悩んだときの相談先などを市民に周知する。	こども支援課

いじめ・不登校などへの取組の充実

精神的なケアの充実

番号	事業名・事業内容	担当課
128	スクールカウンセラー・心のふれあい相談員の配置【再掲】 小・中学校にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員を配置し、不登校やいじめ問題の未然防止・早期解消を図るため、担任や養護教諭、教育相談担当教員などと連携し、相談活動や家庭訪問などを行う。また、相談活動を通じた中学校区内の小・中学校の連携促進、相談室登校の児童生徒に対する、学級復帰に向けた働きかけ、いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応への支援を行う。	学校教育課
129	教育相談事業（不登校・特別支援教育研修） 教育相談アドバイザーによる学校支援や不登校解消・特別支援教育に係る研修会、面接相談や電話相談、スクールソーシャルワーカー派遣や医療相談、教育相談校内研修支援やケースカンファレンス、研究活動などを行う。また、教育支援センター「クwest」では、不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、個々に応じた相談・指導などの適切な支援を行う。	教育センター

いじめの防止・早期発見・早期解決

番号	事業名・事業内容	担当課
130	学校人権教育啓発資料発行事業 小・中学校における人権教育を推進し、互いの人権を尊重できる豊かな人間性を醸成するため、人権文集を発行・配布して活用する。 各校から人権に関する作文・標語を募集する。人権教育における学校教育と社会教育の連携を図る。	学校教育課
131	健やか輝き支援事業【再掲】 いじめ、非行問題行動、怠学・非行による不登校、就学などに関わる相談対応をすることを目的として、学校のニーズに基づいて、個々の児童生徒に応じた支援を行う。また、大学との連携により、大学院生や学生を小・中学校に派遣し、発達障害や不登校傾向の児童生徒の支援を行う。	学校教育課

児童虐待をなくそう！オレンジリボンキャンペーン

児童虐待のない社会を目指し、一人ひとりが子育てを温かく見守り、支えていく気運を高めるため、毎年11月の児童虐待防止推進月間に「オレンジリボンキャンペーン」を実施しています。

ダイア5市（所沢市・入間市・狭山市・飯能市・日高市）で児童虐待防止に関する連携協定を結び、合同で啓発活動に取り組んでいます。



SDGs（目標5、目標16）



基本目標3 地域社会全体での支援

(2) 地域の子育て支援事業の充実

地域に子育ての相談や助け合いの相手がいないと、孤立して子育ての不安が強くなったり、忙しい毎日に疲れてしまったり、本来子育てを通じて感じられるはずの幸せを実感することができなくなります。また、地域の大人たちは、地域の子どもや子育て家庭と触れ合い、関わることで、子育ての幸せを感じる機会が得られると考えられます。

子育て中の保護者の孤立感や負担感を軽減し、安心して子育てができるよう、親子が集まり交流する環境や、子育てを応援したい地域の大人たちが、地域の子どもや子育て家庭と触れ合い、交流し、さりげないアドバイスが交わされるような環境が求められています。

そして、子どもたちが地域の「絆」の中でしっかりと学び、健やかに育っていけるよう、地域の子育て環境を整備する必要があります。

また、地域における交通事故や防犯対策については、家庭や地域での安全・防犯への意識を高め、地域一丸となって取り組んでいく必要があります。

今後の方向性

地域の体制づくり

地域ぐるみで子育てをする機運を醸成し、地域の子育て力を育成していくとともに、必要な家庭に必要な支援が届くような環境づくりをすすめていく必要があります。

地域での交流機会の拡大

子どもや親同士の交流の機会を広く提供しています。今後も、広く広報活動を行い、必要な人に必要な情報を届けるとともに、保護者も地域活動の協力者として、地域と関わり合いながら、地域全体で次世代育成ができるよう努めます。

子どもたちの安全で安心な居場所づくり

児童館運営事業、放課後支援事業「ほうかごところ」、放課後児童健全育成事業、放課後子ども総合プラン推進事業などにより、安全で安心な居場所の確保をすすめていきます。また、地域の特色を活かした取組をすすめるため、子ども広場の設置整備を支援し、公園整備もすすめていきます。

防犯対策の推進

地域全体での防犯意識高揚のため、防犯指導者養成講座やところざわほっとメールを活用した情報提供を実施しています。今後も学校・警察・地域が連携して防犯対策に努めます。

非行防止対策の推進

多様な担い手とともに、地域ぐるみで非行防止対策をすすめていきます。

交通安全対策の充実

通園、通学先の教育機関などにおける活動を中心に、地域へ拡大していきます。

子育てバリアフリーの推進

公共施設や公共交通機関の関係者を中心に、活動を推進していきます。

主な取組事業

地域の体制づくり

地域における連携体制の強化

番号	事業名・事業内容	担当課
132	地域福祉推進事業 コミュニティ活動の活発化や、地域での支え合いがさらに進むよう、地域に必要な機能・取組などについて地域福祉計画に示していく。また、地域福祉推進委員会で、計画の進行管理及び評価を行い、計画の円滑な推進を図る。	地域福祉センター
133	民生委員・児童委員及び協議会活動の支援 民生委員・児童委員、及び委員が所属する各地区民生委員・児童委員協議会の活動を支援する。	地域福祉センター
134	母子保健地区組織活動育成事業【再掲】 地域に根ざした健康づくりを目指して活動する組織である母子愛育会を育成し、地域住民主体の子育て支援活動の一層の充実を図る。また、子育て世代に行政による母子保健事業だけではなく、地域住民からの働きかけを推進するため、母子保健推進員を委嘱し、保健事業に関する紹介や利用勧奨などを声かけ訪問にて実施することで、地域住民の健康問題の把握に努める。	健康づくり支援課
135	ファミリー・サポート・センター事業【再掲】 地域において安心して子育てができるような環境整備を行うため、育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（援助会員）を組織化し、地域での相互活動を行う。定期的な保育施設・学校施設などの送迎や一時的な預かりを行う。	こども支援課
136	緊急サポート事業【再掲】 地域において安心して子育てができるような環境整備を行うため、育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（援助会員）を組織化し、地域での相互活動を行う。病児・病後児の預かり、宿泊や急な残業などの緊急時の預かりを行う。	こども支援課

地域全体で子育てを支える意識の醸成

番号	事業名・事業内容	担当課
137	パパ・ママ応援ショップ事業 18歳に達して次の3月31日を迎えるまでのお子さんがある世帯や妊娠中の方がいる世帯が、埼玉県内の協賛店で、アプリまたはカードを提示することにより、商品の割引やポイントの優遇などのサービスが受けられる。地域、企業、行政が一体となって子育て家庭を応援しようという社会的気運を醸成するとともに、子育て家庭が「地域社会に支えられている」「子どもを持ってよかった」と実感できる社会づくりをすすめることを目的とする。	こども支援課

地域での交流機会の拡大

親同士のネットワーク支援

番号	事業名・事業内容	担当課
138	地域子育て支援拠点事業【再掲】 子育て中の親子が気軽に集い交流できる場の提供、交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行う。	こども支援課

交流活動の推進

番号	事業名・事業内容	担当課
139	子ども会育成事業【再掲】 さまざまな生活体験・自然体験の機会を充実させ、子どもたちの「生きる力」を育むため、子どもの自主性に基づく地域の子ども会活動の振興を図るために校区を単位に支援を行う。また、各校区子ども会育成会の相互の連携・情報交換・研修及び広域的な事業を行いながら、各校区子ども会育成会を支援している所沢市子ども会育成会連絡協議会に対し、支援を行う。	社会教育課

子どもたちの安全で安心な居場所づくり

児童館事業の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
140	児童館運営事業【再掲】 18歳未満の児童の健全育成を図り、遊びを通じて健康増進及び情操を豊かにすることを目的に安全な居場所を提供する。また、放課後留守家庭児童に対し、授業の終了後や長期学校休業日などに適切な遊びや生活の場を提供するとともに、子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談などを行う。	青少年課

放課後の居場所づくりの推進

番号	事業名・事業内容	担当課
141	放課後支援事業「ほうかごところ」【再掲】 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を確保すること、異年齢の子どもたちとの交流を促進すること、地域住民による子どもたちの健全育成を図ることなどを目的として、学校の放課後の施設を借り、地域でほうかごところの運営委員会を組織して方針を定め、その方針に基づいて放課後支援員やボランティアが実施する。	学校教育課
142	放課後子ども総合プラン推進事業【再掲】 児童館生活クラブ、児童クラブ、ほうかごところの3つの放課後児童対策事業のさらなる連携などを行うことによって、より効果的、効率的な放課後対策の検討をすすめる。	青少年課 学校教育課



中富ほうかご広場 ハロウィン
(放課後子ども総合プラン推進事業)



中富ほうかご広場 お楽しみ会
(放課後子ども総合プラン推進事業)

屋外の児童の遊び場の整備

番号	事業名・事業内容	担当課
143	子ども広場設置・整備費補助金 地域児童の健全な育成を図るため、自治会などが子ども広場を設置又は整備した場合、自治会などからの申請により、補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	青少年課
144	身近な公園の整備 都市の中にみどりとオープンスペースを確保し、児童の遊び場や世代を超えて利用できるコミュニティの拠点となる身近な公園の整備を行う。	公園課

防犯対策の推進

番号	事業名・事業内容	担当課
145	地域安全活動推進事業 犯罪や事件の発生を防止するため、防犯講座、自主防犯団体への防犯資器材の貸出し、啓発事業などを行政と地域が一体となって推進し、市民の安全で安心な生活を確保する。	危機管理課
146	安全・安心な学校と地域づくり事業 学校と地域が連携して危機管理体制を整え、学校内外での事故や事件を未然に防止するとともに地域の交通安全の推進・防犯体制の強化を図り、安全で安心な学校と地域を構築して学校を支援する。	学校教育課

非行防止対策の推進

非行防止対策の充実

番号	事業名・事業内容	担当課
147	ふれあいタウン事業 非行を青少年の問題としてだけでなく、地域社会全体の問題として捉え、青少年が非行に巻き込まれるような状況の抑止対策、また、所沢駅周辺の環境浄化を目的とする。所沢駅周辺を週末に定期的に巡回して、青少年に対する声かけなどを行う事業を、日本ガーディアンエンジェルズに委託して実施する。	青少年課

市民への啓発

番号	事業名・事業内容	担当課
148	青少年健全育成広報・啓発活動事業 青少年が新たな社会の担い手として、非行に陥ることなく、豊かな個性と能力を持った人間に成長する社会環境を地域社会が主導して作っていくよう、市民全体に呼びかける。青少年の非行・被害防止及び青少年健全育成に係る街頭啓発活動を市と青少年育成所沢市民会議の主催により、関係団体の協力を得ながら実施する。	青少年課

交通安全対策の充実

交通安全教育

番号	事業名・事業内容	担当課
149	交通安全教育推進事業 幼稚園、保育園、小中学校及び高齢者施設などにおいて交通安全教室などを実施することによって、交通事故を未然に防ぎ減少させる。また、小学校通学路の危険か所などに交通指導員を配置し、立哨指導を行う。	交通安全課

被害者支援

番号	事業名・事業内容	担当課
150	交通遺児対策事業 交通事故により保護者を失った遺児に対し遺児手当及び奨学金を支給し、その福祉の増進を図る。	交通安全課

子育てバリアフリーの推進

公共施設のユニバーサルデザイン

番号	事業名・事業内容	担当課
151	ユニバーサルデザイン推進事業 誰もが参加しやすく、暮らしやすいまちづくりをすすめるとともに、心のユニバーサルデザインも推進するため、ユニバーサルデザインのさらなる周知に取り組む。	企画総務課

バリアフリーの推進

番号	事業名・事業内容	担当課
152	駅ボランティア事業 高齢者や障害者をはじめとしたすべての人が公共交通機関などを利用して容易に移動できる、質の高いバリアフリー社会を実現するには、公共交通機関のハード面の整備だけでなくソフト施策が必要となる。そのため、駅ボランティアを育成、スキルアップするための研修を行う。	交通安全課
153	ノンステップバス導入推進事業 子ども、高齢者、障害者、健常者がともに利用でき、安全性及び利便性の高いノンステップバスを導入するための購入費の一部補助を行う。	企画総務課